

標準委員会 発電炉専門部会 定期安全レビュー分科会

第3回 (P6Ph2SC3) 議事録 (案)

日 時： 2008年5月7日(水) 13:30 ~ 17:00

場 所： 仏教伝道センター 7階 見の間

出席者： 平野主査 (JAEA)、岡本副主査 (東大)、成宮幹事 (関電)、上野委員 (MRI)、  
及川委員 (JAEA)、大橋委員 (中部電)、奥田委員 (原電)、河井委員 (原技協)、  
小林委員 (JNES)、田畑委員 (関電)、古橋委員 (東電)、前田委員 (保安院)、  
三浦委員 (JNES)、持丸委員 (保安院)、

説明者： 古田 (関電)、石井 (JNES)

常時参加者： 赤間 (東北電)、大家 (関電)、名畑 (北海道電)、鞍本 (電発)、小武守 (中国電)、  
森下 (九電)、吉田 (四電)、秋月 (JNES)

オブザーバー： 伊藤 (電中研) (敬省略)

配付資料

- P6Ph2SC3-1 前回の議事録 (案)
- P6Ph2SC3-2 PSR 実施基準の考え方について
- P6Ph2SC3-3 学会標準改訂の方向性について
- P6Ph2SC3-4 PSR 実施基準と PLM 実施基準の引用関係に係るコメント及び対応案について
- P6Ph2SC3-5 PSR 実施基準への安全文化にかかる記載について
- P6Ph2SC3-6 PSR 標準改訂に係る今後のスケジュールについて

参考資料

- P6Ph2SC3-参考1 実用発電用原子炉施設における定期安全レビュー実施ガイドライン案

議事及び主な質疑応答

(1) 出席者確認・資料確認

成宮幹事より、出席者数を確認し全委員数 15 名のうち 14 名が出席しているため、本分科会の定足数を満たすことが確認された。議事次第に基づき配布資料の確認を行なった。

(2) 前回議事録 (案) の確認

成宮幹事より、資料 P6Ph2SC3-1 を使用して前回の議事録案の確認がなされた。(3)の「法令違反ではないこと」については発言趣旨から適切な表現に改める案を作成し、後日メールで確認をとることとなった。(4)の「安全文化が昔は良かったのに一時悪くなり回復しつつある例」は「安全文化が昔は悪かったが回復した例」に、「CAP と安全文化とは完全に関

係がある」は「CAP と安全文化とは強い関係がある」と表現を改めることで承認された。

### (3) 実用発電用原子炉施設における定期安全レビュー実施ガイドライン案について

持丸委員より、保安院における実用発電用原子炉施設における定期安全レビュー実施ガイドライン案の策定状況について説明があり、質疑応答がなされた。

ガイドライン案は当初 4 月中旬に発行される予定であったが、文書審査の都合上遅れているとの説明があった。また、PSR が原子力プラントの安全性・信頼性の一層の向上を図るための中長期的視点からの評価ツールであること、保安活動の目的に照らして評価する情報・データがマッチしているかが重要であること、評価するだけでなくその結果に基づいてやるべきこと（追加措置）を検討することが重要であること、自主的取り組みや Good Practice については規制側から枠をはめるのではなく事業者側から適切な整理、提案をしてもらい標準審査要領に反映していきたいことが強調された。

説明に対して、事業者の自主的な取り組みをいかに促すかが重要であるというコメントがあった。また、「一層の」と「より一層の」の用語の使い方の区別があるかについて質問がなされ、「より一層の」については Good Practice を追求していく自主的取り組みを強調したいことが理由であることが回答された。

### (4) PSR 実施基準の考え方について

成宮幹事より、P6Ph2SC3-2 を使用して PSR 実施基準の考え方について説明があり、質疑応答、議論がなされた。

まず、資料中の用語の訂正及び表現の再検討が必要である旨の以下の意見があった。

- ・ p.1 の(a)①「反映状況の調査」を「反映状況の評価」に修正
- ・ p.1 の(a)①「追加措置により修正」を「追加措置により改善」に修正
- ・ p.1 の(b)①「安全性・信頼性の向上に資する活動の評価について」の意味
- ・ (b)①「保安活動の中長期的な目的」の意味
- ・ ②「適時かつ適切に保安活動に反映されていれば、保安活動へ反映する仕組みが適切である」の表現

次に、(b)①の(1)～(3)は列挙した以外には分類項目がないということか、未だ安全規制などに反映されていない最新の技術的知見が国プロの成果に限定されており電共研、自社研が含まれない理由等についての質問があり、追加することになった。

さらに、本資料では「原子炉施設における保安活動の実施状況の評価」「原子炉施設における保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価」「確率論的安全評価」の3つのカテゴリが混在して書かれているため分かりづらくなっているとの指摘があった。グッドプラクティスの事例紹介は重要であるとの意見もあった。

PSR 実施基準の考え方については極めて重要であることから継続的に審議していくこととし、次回分科会で改訂版を提示することとなった。

(5) 学会標準改訂の方向性について

古橋委員より、P6Ph2SC3-3 を使用して学会標準改訂の方向性について説明があり、(4) の説明内容も含めて質疑応答、議論がなされた。

まず、本資料の位置づけに関しては、PSR 報告書の記載にとどまらず資料 P6Ph2SC3-2 と同様 PSR 実施における評価の考え方についてのものであることが確認され、次回分科会以降、保安院の要求事項に対する標準の基本的な考え方を示す資料として、資料 P6Ph2SC3-2 と資料 P6Ph2SC3-3 をあわせた形で検討していくこととなった。

次に、「保安活動の目的」が保安規定、電気協会規定等に照らして正確な記述となっているか、「緊急時の措置」の目的と資料 P6Ph2SC3-2 に例示された運転実績指標との間に乖離があり評価の視点を記載すべきであること、保安活動の目的を踏まえた評価の視点を明確にし、調査、評価という実施ステップで記載するとわかりやすいし、評価対象は調査項目の重要性を考慮したスクリーニングを踏まえて行われるべきであること、などが提示された。

また、検討の進め方として、スケジュールを考えると標準の目次構成も並行して検討すべきであること、エンドースも意識して保安院のガイドラインとの対比がわかりやすくなっていること、現場感覚にあった標準として欲しいこと、などが意見提示された。

(6) PSR 実施基準と PLM 実施基準の引用関係に係るコメント及び対応案について

成宮幹事より、P6Ph2SC3-4 を使用して PSR 実施基準と PLM 実施基準の引用関係に係るコメント及び対応案について説明があり、質疑応答、議論がなされた。

PSR の中長期的視点に立脚した評価では PSR の目的、趣旨に基づいて PLM 評価を行うことが重要であることから、「PSR の場所を PLM に貸す」ということではなく「PSR の中で PLM 実施基準を活用する」という考え方をとるべきであり、資料中 p. 2 の 3 項コメント欄の「合せているだけと解釈」という表現は修文することとなった。また、「本来は PSR でやるべき評価が 30 年以降は高経年化技術評価で実施されることから重複を避けて省略する」という考え方をすべきであるため資料中 p. 3 の 5 項対応策欄の表現は修文することとなった。

次に、P5 のフローチャートで PLM 実施基準から PSR 実施基準に戻ってくる際に評価は終わっているのに、「評価」の前に入ることはおかしいので修文すること、p. 4 の 6 項対応策欄で「(PLM 標準では)・・・計画の実施については規定していない。」は誤解を招くので、計画の実施結果を次の PSR で見る旨を PSR 標準の解説で補足することとなった。

本件については、次週開催予定の PLM 分科会で検討し、次回 PSR 分科会で最終報告することとなった。

(7) PSR 実施基準への安全文化にかかる記載について

古田氏より、P6Ph2SC3-5 を使用して PSR 実施基準への安全文化にかかる記載について説

明があり、質疑応答、議論がなされた。

実施基準の改訂案に関して、仕様規定化の観点からすると本文の記載が薄いので解説に記載している内容を本文に移す、事業者の事例を解説または付属書（別冊として独立させても良い）として記載してはどうかとの意見があり、本文の充実、評価の具体例等の記載をしていくことが確認された。

「組織風土」と「安全文化」は人によってとり方が異なること、PSRで行う中長期的評価と保安検査との関係はどうなるのか、保安検査、第三者評価を踏まえてどのように自己評価するのかを明確にすべきであること、P2の「アンケートは必ずしも組織の安全文化を・・・」「規制要求を超えた安全文化の・・・適切ではない」はネガティブな表現の感があること、との意見提示があった。これに対し、PSRでは保安検査のコメントを10年でまとめる、保安検査での指摘事項を取り込んでいくなど、保安検査を外部評価として活用するという趣旨で修文すること、アンケートについてその結果を事業者の序列化に使われるとの懸念からネガティブな表現となっているので修文することとなった。

さらに、①JNESの10の重要課題、14項目の視点はあくまでも規制側の視点であることから、事業者の自己評価はこれらに従う必要はなく、事業者の主体性を失うので標準に記載すべきではないとの意見、②安全文化醸成活動は保安規定に入りこれまでとは状況が変わったが、安全文化醸成のために何をやるべきかは明確になっていないとの意見、③中長期的に評価する観点を明確にしていく必要があり、保安検査結果の単なる積上げではだめとの意見、④安全文化醸成のための活動例、評価例を具体化すべきとの意見、⑤安全文化の劣化兆候をどうやって検出するかの方法論が重要であるが、CAPの活用状況から推定することはできないかとの意見、⑥保安院における評価の視点は事業者組織の安全文化がスパイラルアップし、不具合があっても将来確実に是正できる仕組みになっているかどうかであるので、それが分かるPSRであって欲しいとの意見があった。

以上の意見を踏まえ、今後、より具体的な事例をもとに検討することが確認された。

#### (8) 今後のスケジュールについて

成宮幹事より、P6Ph2SC3-6を使用してPSR標準改訂に係る今後のスケジュールについて説明があり、次回日程は6月中旬を想定し調整を行うこととなった。

以 上